



基安安発 0318 第 3 号
基安労発 0318 第 1 号
基安化発 0318 第 10 号
平成 23 年 3 月 18 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る
労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震につきましては、政府として、総力を挙げて災害応急活動等に取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが求められ、これに伴い、各事業者において、労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届け出ることが必要となることが予想されます。

労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出につきましては、工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準監督署に届け出ていただく必要がありますが、厚生労働省といたしましては、事態の緊急性にかんがみ、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題点について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期日を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしているところです。

つきましては、災害復旧工事に伴い、計画の届出が必要となることが想定される場合には、所轄労働基準監督署に前広に相談するよう傘下事業場に対して御指導いただく等、速やかな審査の実施を通じた円滑な災害復旧が行われるよう御協力をよろしくお願いいたします。

第10章 監督等

(計画の届出等)

- 第88条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等(仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。)を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者(同項本文の事業者を除く。)について準用する。
 - 3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事(建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。)で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。
 - 5 事業者は、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第3項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。
 - 6 前3項の規定(前項の規定のうち、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る部分を除く。)は、当該仕事为数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請人以外の事業者については、適用しない。
 - 7 労働基準監督署長は第1項(第2項において準用する場合を含む。)又は第4項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第3項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 8 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令(第3項又は第4項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。)をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者(当該仕事を自ら行う者を除く。)に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。